

保 険 薬 局 各 位

処方箋に記載された医薬品の後発医薬品への変更、
並びに一般名処方の情報提供について

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む）への変更調剤を行ったとき、または一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む）等について、当該調剤に係る処方箋を発行した保健医療機関に情報提供することとされておりますが、当院では、報告を求めた場合を除き、特に、情報提供を求めておりませんのでお知らせします

平成24年11月 1日

国立病院機構岡山医療センター院長